

令和7年度 第2回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会議事概要

1 日時 令和7年9月30日(火)午後2時から午後4時09分まで

2 場所 吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 8名

松木宏史 部会長

水谷充規 委員 菊澤 薫 委員 木田正章 委員 吉川英次 委員

山本真弓 委員 森戸秀次 委員 大槻剛康 委員

(2) 市職員 5名

田畑 茂洋 福祉部 次長(福祉総務室長兼務)

齋藤 知宏 福祉総務室 参事

持永 夏子 福祉総務室 主幹

賀集 恒介 福祉総務室 主任

木村 ちひろ 福祉総務室 主任

(3) 吹田市社会福祉協議会 3名

井手本 治夫 吹田市社会福祉協議会 総括参事

新宅 太郎 吹田市社会福祉協議会 課長

朽久保 秀紀 吹田市社会福祉協議会 主幹

4 配付資料

- 資料1 吹田市民の地域福祉に関する実態調査(案)(9/30時点)
- 資料2 用語説明一覧
- 資料3 吹田市民の地域福祉に関する実態調査項目の概要
- 資料4 第1回策定部会における指摘事項及び検討結果一覧
- 資料5 吹田市民の地域福祉に関する実態調査 項目比較表
- 資料6 第5次地域福祉計画の施策体系(案)

5 内容

1 開会

2 議題

(1) 吹田市民の地域福祉に関する実態調査項目の検討

事務局 前回の策定部会にて皆様にいただいたご意見を基に、実態調査案を作成しております。変更点をご説明させていただきますので、資料1をご覧ください。なお、全ての変更点については資料4に設問ごとに記載しておりますので、設問を抜粋してご説明いたします。

まず、5ページの問11をご覧ください。設問を「知っているものや利用し

たことがあるものがありますか」という内容から「知っているものはありませんか」に修正しています。認知していても用事がないため利用したことがないという方を想定し、認知度のみを測る設問になるように文言を修正しました。同様に、枠内の1行目「名前を知っていて、利用したことがある」という内容を「名前もどのような機関かも知っている」に、「名前は知っているが、利用したことはない」という内容を「どのような機関かは知らないが、名前は知っている」に修正しています。また、この設問以外で認知度を聞く設問がある事業や団体については、回答者の負担軽減の観点から設問を削除しています。

続きまして6ページの間12をご覧ください。相談した結果どう感じたかを聞く設問ですが、相談先は市役所に限定せず、先ほどの設問11の窓口を対象としています。また、解決したかどうかだけではなく、どう感じたかも測れるよう回答項目を修正しています。

続きまして12ページの間19-1をご覧ください。加入した理由を問う内容から満足度を問う内容に修正しています。また、加入している方に対しては問19-2で加入して感じた課題を聞く設問を新しく追加しています。

続いて20ページの間30-2をご覧ください。成年後見制度の利用意向を聞く設問に対し、「利用したくない」と回答した方に対して理由を問う設問です。こちらに回答項目5「一度利用したら途中でやめるのが難しいから」を追加しました。現在、成年後見制度は法改正の検討が進められていますが、現行の制度では一度制度を利用したら原則途中でやめることができない仕組みとなっております。法改正後のニーズを測るため、この回答項目を追加しました。

続いて、22ページの間34-1をご覧ください。防災に関して知っている取組を聞く設問で、「災害時要援護者支援制度」と回答した方に対して支援を進める際の取組を聞く設問です。前は行政と地域で設問を分けておりましたが統合し、行政の取組を問う設問に記載していた回答項目を使用しています。また、制度の認知度についてですが、第4次地域福祉計画策定時に実施した実態調査においては、回答者のうち約15%（170名弱）の方が災害時要援護者支援制度を知っているという結果でした。災害時要援護者名簿に登録されている方に対して個別避難計画の作成勧奨通知を発送する事業や、市民向け勉強会の開催を通じて当時より認知度が上がっていると想定し、支援を進める際の取組に関する設問を記載しています。

設問数やアンケート調査の趣旨の都合上、いただいたご意見を全て反映できているわけではございませんが、以上が現状の修正案となります。今後更に庁内でも意見を募り、修正したものを10月31日の全体会にてお示しする予定です。

また、こちらの実態調査案については、全体会のみご出席される委員にもメールにて送付しご確認いただいたところ、ご意見はありませんでした。事

事務局からは以上です。

部会長 ありがとうございます。何点か修正が行われたところについてご説明いただきましたが、こちらについてご意見、ご質問等がありますか。

A委員 まず一つ目は、問 3-2 です。私は 40 歳ぐらいの頃、中途視覚障害になり、鍼灸師資格取得のため、特別支援学校(盲学校)に通っていて 3 年間高校生でした。そういう場合もありますので、問いの狙いが 15 歳以下と 65 歳以上を把握することなのであれば、同じ問いに年齢と属性の二つの要素を入れるのはややこしいので年齢だけのほうが良いのではないのでしょうか。

次に問 9 についてですが、国のいろいろな会議でキーワードになっている身寄りのない高齢者、あるいは身寄りはあるが親族と疎遠で頼れる人がいない高齢者を選択肢に入れたほうが良いと思います。その関連で問 15 にももう一つ入れたいのは、「介護ヘルパーなどの福祉サービスを提供する人材の不足」です。同じ関連で問 17 にも同様に介護人材の不足を選択肢に入れたほうが良いのではないのでしょうか。70 代から 80 代の高齢者がここに丸を付けないのはあまり周知・認知していない為なので、これはよろしくないと思います。このアンケート集計結果が、高齢福祉の総合事業や自立支援ケアマネジメント等の施策の展開にもつながると思います。

続いて問 11 についてですが、ここに前回、子育て支援センターを入れておいたほうが良いのではないかと申し上げました。その関係で、問 33 に、けんりサポートすいたを知っている、利用しましたかとありますが、これを問 11 の選択肢に入れてはどうでしょうか。問 24 の社協の取組についての設問で、権利擁護事業の中にけんりサポートすいたが日常生活自立支援事業や法人後見とセットになっていますが、けんりサポートすいたは市からの委託です。問 11 は直営か委託が主なものなので、ここに入れた方が良いのではないかと思います。そうすることで、一つ設問が減ります。

部会長 まず一点目の問 3-2 は、中学生・高校生・大学生という属性ですが、社会人になってから学び始めた人もいるので、属性を省いて年齢だけで選択肢を示してはどうかということです。事務局に確認ですが、元々年齢だけだったと思いますが、属性を入れた経緯を教えてください。

事務局 前回の 4 次計画の際には中学生以下の子どもがいるかを聞く設問で、6 歳未満は年齢、小学生以上は属性の回答項目でした。ただ、行政の施策の中で児童と言われる 18 歳未満の中でも、未就学・小学生、中学生等々によって、担当の室課とその施策に幅があるため、実際に行政としてできることに関連させる為に、少し詳しく聞いていますと思います。A 委員のご意見のように、児童部でもどういう形で把握しているのか確認しながら修正を検討したいと

思います。

部会長

児童部とすり合わせながら検討していただくということです。

次に問9です。選択肢に身寄りのない高齢者に関することを入れてはどうかということでした。確かに身の回りの手助けをしてくれる人がいないという選択肢はありますが、そもそも身寄りがいないという選択肢はありません。恐らく今後独居の方も増えてきますし、未婚率も高くなっています。ひとり暮らしの状態でも中高年を迎える人も増えてくると思います。それと関連する項目の問いにも、身寄りのない高齢者を選択できるようにしてはどうかというご意見でした。これについては、また前後の整合性と折り合いをつけながら、できるだけ入れていく方向で検討願います。

続いて問15についても同様です。問15に「身寄りのない高齢者のこと」という選択肢を入れることについても先ほどと同様に検討願いたいと思います。

続いて問33「けんりサポートすいた」を知っていますかという問いを、問11の選択肢の一つにしてはどうかということです。そうすると、公の窓口の一つであることも市民に伝わりやすいし、尚且つ問いも一つ減ります。これも、その方向で検討願います。

A委員

子育て支援センターのこともあります。問11に入れるべきだと思っています。

部会長

補足いただいて、ありがとうございます。福祉の人材不足は、相当深刻な状況になっています。余談ですが、福祉の職場を目指す人が少なくなっているというのが恐らく世の中の認識だと思いますが、実態はその手前のところで、福祉関係の養成校に進学して来ない状況がかなり広がっています。これは、福祉も介護も保育も共通しており、今それが看護にも及び始めています。看護学校が定員割れを少しずつ始めている話も聞きますので、かなり危機的な状況です。是非項目の中に入れていただけたらと思います。

事務局

介護ヘルパーの人材不足の項目ですが、高齢福祉室の次の年輪プランで、65歳以上の高齢者の方にアンケート調査を実施予定です。併せて介護事業所等にもアンケート調査を実施予定で、そちらでも同様の内容を聞く予定です。高齢福祉室とも調整しながら、地域福祉計画のアンケート調査でここを聞くかどうか検討したいと思います。

部会長

他いかがでしょうか。

B委員

問10について。このアンケートの対象は10代から80代までですか。だと

したら、この設問があてはまらない人と、ピンとこない人、そういった点をどう捉えるのかと思いました。例えばスクールカウンセラーと言っても、80代の方には関係ありません。また、若い年代の人にこの問題を提示しても、スルーしてしまうのでは。どういうふうにデータ収集していくのか、集計していくのか。あまりにも幅が広すぎて、例えば年代別にあり得るような、不安とか少し引っかかることとか、そういうふうに分類はできないものかと感じた次第です。

部会長 この実態調査は、表紙にあるように吹田市にお住まいの18歳以上の方から無作為に選ばれた2,000人が対象です。回答者の年齢の幅は18歳から、それこそ上は100歳以上の方までになると思います。2ページに年齢を確認する質問項目がありますので、それと掛け合わせる形で統計処理すれば、若い人達と高齢の方達の傾向の違いが見えてくると思います。恐らく、子育て世代の方には、スクールカウンセラーに丸を付ける人もおられると思います。そのため、年齢によってどこに相談されているかという実態も含め、年代別のデータはある程度掴めるのかなと思います。

C委員 成年後見制度について。後見人の説明に補助人等を付け加えていただいているのですが、やはり後見人についてわからないという人が多いです。問30は、まだこの時点で書ける人は少ないと思います。例えば、18歳くらいの方は成年後見人をどうすると言われても、なかなか回答できない。「わからない」が選択肢にないと、迷子にならないかと思います。問30-2の選択肢11で「わからない」が出ているから、ここにたどりつくかなとも思うのですが、この時点で、ここから進みにくくならないかと思いました。

部会長 確かにそうですね。利用したいかしたくないかだけになっていますので、問29で「ことばも制度も知らない」という人が問30で何を選ぶかとなると思います。是非「わからない」という項目を足していただけたらと思います。

A委員 C委員のご意見の関連です。私もおっしゃるとおりだと思います。先ほど事務局もおっしゃったように、高齢福祉室だけでなく障がい福祉室も、成年後見制度についての設問をアンケート調査に入れます。高齢者と障がい者にとっては直面する課題なので、割と制度を知っている方が多いと思います。けどこちらは、わからないという人が35%前後あったと思います。そのわからない人達も次の設問で答えているところがあり、ミスリードする面があるので、何の為に地域福祉でこの問いをするのかというと、やはり制度の認知度だと思います。それから少し気になるのが、問30-2の選択肢1が「家族がいるから」となっている点です。金融機関によって違いますが、認知症になって自分でお金の引き出しができず、まだ後見人もついてない状態では、

家族が本人の預金通帳から引き出そうとしてもできません。私も前に銀行で聞いたのですが、個別対応をしているということでした。そこは、全国の司法書士会の代表からクレームが出ています。金融庁もいろいろ取り組んでいますが、実際の現場としては難しく、個別対応が結構多いとのこと。そこを誤解して、自分が財産管理をできなくても家族がしてくれるだろうという人が7割～8割いると思います。制度そのものを専門職でもあまり知りません。専門職でも銀行に行ってダメだったケースが全国的に出ています。

あと最後に、ここも種をまいたほうが良いという設問が二つあります。一つが、任意後見制度です。国でもなかなか手がついていないのですが、第2期の成年後見制度の利用促進基本計画の中間検証報告が3月に出たと思います。そこの最後に残された優先すべき課題で、任意後見制度をしっかりとやっていかないといけないとありました。3月の成年後見制度利用促進専門家会議で、弁護士の委員から「後見人を付けないといけなくなってから慌てるよりも、余裕のある人は任意後見制度の方が良いのではないかということ、地域包括支援センターが気づき始めている、という自治体が出てきた」との発言もありました。任意後見制度について、これからPRや周知をしていかないといけないということです。もう一つは、成年後見制度が終われる制度になることです。まさに意思決定支援サポーターや、市民サポーターといった受け皿が必要になります。つまり、例えば、専門職が後見人になっていた場合、相続等の対象となる問題が解決して後見が終了した際に、その後お世話をする人がいないケースが出てきます。それを今、日常生活自立支援事業の生活支援員等が担ってくれていますが、膨大な数になります。これからは意思決定支援が非常に大事になってきます。市民後見人まではハードルが高いので、他の自治体でも一部やっていますが、サポーターを吹田市で養成して活動をしていただく。そういうことをあなたはやろうとしてくれますか、しませんかという、市民の主体性を浮き彫りにして意識を把握するようなベースを持っておかないといけないと思います。

部会長 成年後見制度に関する質問項目の問30-2で「利用したくない」と回答した方の選択肢の一つに、「家族や親族がいる」とあります。恐らく、これに丸をする人が一定数いると思いますが、これが書かれていることで誤解を招きはしないかという危惧からのご指摘だと思います。例えば欄外に、「現在金融機関では必ずしも家族や親族が手続きできるとは限りません」と注意書きを入れることくらいしか思い浮かびませんが、事務局から提案があればお願いします。

事務局 A委員がおっしゃるように、実際に金融機関で本人確認が必要でお金が引き出せないことや、個別対応で時間がかかり金融機関に負担がかかる等の問題が起きています。1の「制度を使わなくとも家族や親族がいるから」とい

う選択肢について、実際にはご家族や親族がお金を引き出すことが難しいことがわかるように修正等の検討を進めたいと思います。

部会長

あと、ご発言の後半部分の任意後見制度や市民サポーターの仕組み、それから市民後見はハードルが高いというお話について、任意後見制度そのものをご存知ない、自分で事前に後見人を選ぶことができることをご存知ない方は、まだまだ多いと思います。それこそ、まずは制度について知っていただくことと併せて、どの程度浸透しているかを聞く為に、先ほど削除が決まった「けんりサポートすいた」の代わりに「任意後見制度という制度について知っていますか」という設問を入れ、選択肢は「しっかりと制度のことを把握しています」から、「聞いたことはあるけど内容はよくわからない」、「まったく知らない」としてはどうでしょうか。あるいは、一つ設問が増えてしまうかもしれませんが、将来的に成年後見制度をはじめとした権利擁護の取組を吹田市で進めていく時に、例えば「市民サポーターとして手伝ってみたいというお気持ちはありますか」という設問を加えることで、住民の主体性を浮き彫りにしてはどうかというご意見でした。地域福祉は、地元にお住まいの方がその気にならないと進まない側面があります。是非、設問を加えていく方向で検討願います。

A委員

この成年後見制度に関する設問だけでかなり数が多いので、ご配慮いただいておりますが、増やすのはいかがなものかと。今度の全体会で意見が出た時のために、少し余白を残しておかないといけないと思います。検討して検討して検討した結果ということで、10月31日に臨んでいただきたい。大事なのは考え方です。まず、何故この設問にしたのかです。また、この後にお話しますが、継続性です。設問を急に削除して意義あるデータが取れなくなる可能性があるので、それを事務局で見えていますかということ。そして、人材不足や身寄りのない高齢者等、これから益々問題となる点を念頭に置いていますかの大きく3点です。要するに地域福祉計画は他の福祉計画の上位計画なので、いろいろな面に目配せして正確、精緻に作っていく必要があります。全体会で申し上げたように、データと評価指標、計画の骨子、何を骨子にするか、方向にするか、具体的にすることとセットで考えないと、PDCAが回らないままです。

部会長

全体のバランス、あと一つ一つの設問の効果や目的等も含めながら検討してくださいというご意見だと思います。全体会でどのような意見が出るかわかりませんが、少し余白も残しておいたほうが良いのではないかとのことでした。他いかがでしょうか。

B委員

先ほどA委員がおっしゃった銀行のお話については切実です。急な用事が

あっても本人の預貯金は家族でも引き出せないのです、とりあえず立て替えておくケースは多いと思います。たまたま私が使っている銀行が家族の中で一人だけお金を自由に出し入れできるキャンペーンをしていたので、これは良いなと思っていました。法律で一斉に決めたことではなくて、あくまでも各銀行がそういうシステムをとっているだけで、それをアピールしている銀行に私がたまたま遭遇したのでそれは大きいと思いました。何かしらの突発的な出費の時に右往左往するのではなく、予め手を打っておいたら良いかなと個人的には思った次第です。そういうことも参考までに。

部会長 本人が急に亡くなった時に、インターネットで正反対の情報が流れていたりします。亡くなったことを伏せた状態で銀行はおろさないといけないと。亡くなったことを告げたら途端に凍結されるからみたいな極端な書き込みもあります。実際どれが本当なのか、我々も含めてよくわからないところが正直あります。情報提供ということで、ありがとうございます。

事務局 A委員のご意見の子育て支援センターについて、補足します。前回会議の際にA委員のご意見を受けて、この修正案にまだ反映はしていないのですが、今のところ児童部と調整中です。子育て支援センター自体は、母子保健機能、児童虐待防止・対応の機能、子どもの発達支援の機能を一体的にする役割のセンターを設置しましたと周知していますが、その3つが同じ場所にあるわけではないのが現状です。いくつかの場所にある福祉相談機能を合わせて、子育て支援センターという機能を吹田市では持っています。他の相談窓口のところに載っているものは全て場所になるので、そこをどういう形で示していくか、児童部と調整中です。またその結果も踏まえて反映したいと思えます。

A委員 問12について。前は設問の文章に、難しい、悩ましいことで相談に行きましたとありましたが、今回は回答に入っているのがわかりづらいです。問11と問12はセットです。聞きたいことは、重層的支援体制整備事業の3本柱の包括的相談支援体制です。要するに、複雑化した相談がきた時にどうかというあたりがぼやけています。解決したら良いですが、解決したものもあればしないものもあります。その解決していないものをもう少し分析しないといけないわけです。だから、ここはもっとシンプルに困難な問題を抱えて行ったけども結局どう感じましたか、どうでしたかと、設問を元に戻す方が良いでしょう。回答項目には「解決できた」という選択肢も入れてもらっても良いです。相談対応に満足しなかったのは何故かということを知りたいわけです。例えば、一番ひどい例はたらい回しにされたということです。断らない相談支援の為に新しく受けとめ隊ができたと思います。たらい回しが増えていけば、受けとめ隊の意義がないということになります。次の5年後にたらい回

しが減少すれば、受けとめ隊の成果になる可能性が高いと言えます。何をもって評価をするという観点とセットで考えないと。今回から地域福祉計画に、重層事業の計画を盛り込むと思います。相談支援・参加支援・地域づくり支援、本当はこの3本柱を入れたかったのですが、とりあえずこの相談支援をメインで取り組んでおられるので、ここだけはこうしたらどうでしょうか。ボランティアを一覧表にしたらどうかとこの間言いましたが、それは地域づくりの為にはボランティアが必要だという意味で言いました。あと居場所づくりが施策体系に出ています、その設問がほとんどないです。本当はそこまで入れていかないといけないと思います。要するに、問12は、文章は変わりますが元のスタイルにして、選択肢をもっとシンプルに、そしてその結果どう分析できるのかというストーリーを考えていただきたいです。問12-2も、単純に具体的にどういう相談に行かれましたかとしたら良いのではないかと。それで複合的な、例えば障がい者相談支援センターとすこやか親子室に行くとか、両方でたらい回しにされたとかということが、複数出てくるじゃないですか。そういうことをきちんと把握して、やはりたらい回しにされているから受けとめ隊には意義がある、力を入れて取り組みましようとしなないといけないのではないですか。せっきく重層事業を計画に盛り込むわけですから。

部会長 問12を一つ前の案のスタイルに戻して、問12-1も期待した反応が得られなかったのはどんな時かというよりは、どのような相談でその窓口を尋ねられたか、と変えてはどうかということです。そのほうが課題が浮き彫りになるのではないかと、とのご意見でした。私も今、前のバージョンを持っているので比べていますが、前のバージョンをベースにして、選択肢が3つくらいに収まるよう、シンプルに答えやすいようにするということだと思います。解決しなかったことも含めて、どんな相談に行ったのかを問12-1に書いてもらおうと。

A委員 その前のバージョンには、私の言いたいことは載っていません。選択肢の「解決する方向にいった」、「次の機関につないでくれた」とか、ほとんどが問13に移ってくださいとなっていて、最後の選択肢だけ問12-1に移るようになっています。これでは上手くいっていないのは何故かという分析ができません。

部会長 なるほど、わかりました。またここも調整願います。

A委員 問24の社協の取組から大事な施設連絡会が削除されています。これは要の事業ですので絶対入れないといけないと思います。

それから、問19以降に自治会加入関係と地域活動関係と福祉ボランティア活動関係を3セットで考えていただきたい。自治会加入する理由・しない理

由、地域活動する・しない理由、福祉ボランティア活動をする理由・しない理由、特にしない理由をしっかりと固めてほしいです。過去の調査できちんとデータが相関的に出ているので、今回変えてしまうと継続性がなくなります。自治会に加入しなかった理由、地域活動に参加した理由・しなかった理由、福祉ボランティア活動に参加した理由・しなかった理由、これをセットで分析すると、社協との認知度の関係もいろいろ出てきます。過去の調査結果では、それぞれ参加しなかった理由の2位、3位ぐらいに出てくるのが、情報が入手できない、きっかけがないのでわからないという情報の問題です。問18では市役所に対して主体的に取り組んだ方が良いと思うのは何ですかと聞いていますよね。これの1位、2位が情報の質と量です。市役所に対してもっとわかりやすい情報、充実した情報を出してくれという意見が3割ぐらいあります。それとの関係があり、いろいろなところと繋がっているので、もう少し継続性を担保しないとこのデータが使えなくなります。自治会加入率が減ってきている中、加入していない理由として「きっかけがない」、「わからない」が3割ぐらいあります。それをベースとして、市民自治推進室で毎回市報に載せているわけです。それでも効果がない。そこで前回、満足度・不満足度を聞かれたらどうですかと言いました。特に満足度よりも不満です。満足度は加入の理由でだいたい出ています。自治会に入れば助け合いになるし情報も入ってくると。だから満足の原因を聞くよりも、入ったけども期待外れという不満の原因を聞いた方が良いと思います。加入の理由に「地域に早く溶け込めるから」、「他の近くの人達がみんな入っているから」、あるいはこれが大事ですが、「熱心に役員さんが勧めてくれるから、加入推進してくれるから」、それから「自分の特技を活かして地域に貢献できると思ったから」など、そういう地域住民の主体的な意見を聞いてほしいです。そうすると、こういう主体性があるという把握ができます。単に加入して良かったというだけでは迫力がありません。この間参考としてメールで送りましたが、市民モニタリング調査2017年のものをそのまま近い形で入れれば、それと比較ができるじゃないですか。そういうメタ分析もしてほしいです。

部会長 確かに今までと聞き方を変えているところもあると思いますので、過去の調査と足並みを揃えた方が良いのではないかと。経年変化を見て、その中で特に加入していたがこういうところに満足感が得られなかった、あるいはしていない理由を深く分析するというご意見だったと思います。問19以降も、確かに経年変化を見ていくのは非常に重要ですし、調査の継続性は大事ですので、再度検討願いたいと思います。

B委員 問19の選択肢7「住まいの地域には自治会そのものがないから」は、個人に聞くレベルのものではないと思います。個人的なアンケートとして、なんとなく違和感があります。

部会長 自分だったらどう回答するかを考えてみましたが、確かに地域に自治会そのものがなければ入りようがないので、そういう意味では選択肢の一つにはなると思います。個人の理由か、それとも地域全体の理由かは別として、回答されている方が加入していない理由を聞いているので。

B委員 それを改善したり追求していくというものでもないのですか。ただ漠然と数字を把握する為のアンケートではなく、その為の一助にしていければ良いと思いました。

部会長 もちろん改善の為に聞いているのですが、ただご本人が加入していない理由を聞かれた時に、自治会がないから入りようがないという回答はあり得ると思います。他にないようでしたら、一旦調査票に関する検討については、ここで終了したいと思います。

(2) 第5次地域福祉計画に盛り込む事項の検討

事務局 それでは、資料6「第5次吹田市地域福祉計画の施策体系（案）」をご覧ください。こちらは、5次計画に記載する予定の施策体系について、現行の4次計画からの変更点を踏まえて案を記載した資料となります。本日ご持参いただいております4次計画の冊子の20ページ以降、施策体系や施策への具体的な説明が記載されているところを合わせてご覧いただければと思います。

資料6の一番左の列には、現行の4次計画の施策体系をそのまま記載しており、基本目標の名称を事務局で修正した案が真ん中の列となります。修正後が基本目標1「地域と支援者で支え合う体制の充実」、基本目標2「さまざまな支援者で支え合う体制の強化」、基本目標3「地域で支え合う体制づくり」としており、いずれも4次計画の大まかな方向性はそのままに、市民の方が読んでイメージがつきやすいよう、よりくだけた表現を用いています。真ん中の列の「施策の方向」や「具体的施策」をさらに見直し、基本目標の順番や具体的施策の記載場所等を整理したものが一番右の列であり、こちらが5次計画の施策体系（案）となります。

ここからは、一番右の列「第5次地域福祉計画の施策体系（案）」の内容についてご説明させていただきます。基本目標1「地域で支え合う体制づくり」では、地域住民同士の交流に向けた取組や地域団体の活動、それらに対する支援につながる取組等を記載する予定です。基本目標2「地域と支援者で支え合う体制の充実」では、地域で支え合う体制づくりを促進する為に、行政や支援機関では何ができるかを考え、提供するサービスや地域との関わり方等について記載する予定です。基本目標3「さまざまな支援者で支え合う体制の強化」では、地域共生社会の実現等に向けて、行政や支援機関で取り組

んでいる新たな連携・協働の仕組みづくりについて記載する予定です。5次計画における重点施策については、基本的には4次計画でも重点施策として位置付けているものを引き継ぐ形としています。

なお、本計画に包含する予定の成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画については、計画の性質が3つの基本目標全てに該当しますので、それぞれの具体的施策の内容へ溶け込ませるような形で表現する予定です。併せて施策体系のページとは別で、前半のほうに本計画についての説明を記載する予定ですが、そちらの中でも包含する3つの計画について説明文を記載する予定となっております。事務局からの説明は以上です。

部会長

4次計画の時は、公民協働、地域活動推進の基盤整備という書き方ですが、それを体制づくり、体制の充実、体制の強化と、より伝わりやすい言葉、日常でも使っている言葉で表現されていると思います。あと、順番を入れ替えたり、場所を入れ替えたりすることで、少しスッキリさせた部分もあると思います。いかがでしょう、改めてご覧いただいて。

A委員

平易な言葉でわかりやすいのはわかりやすいのですが、まず基本目標1「地域で支え合う体制づくり」の地域は何を指すのですか。体制づくりですから、かなり重いです。この「地域で支え合う体制づくり」で、地域共生社会の実現に近づいているわけですよ。ところが実態はとんでもなくて、住民間の交流でさえ大変なパワーがいるわけで、どのようにしてバラバラな住民を交流につなげていくのか。二番目に、その人達をどうやって地域で支えてくれる人達にしていこうかと民生委員等のボランティアの皆さんが苦心されているわけです。次に、基本目標2の「地域と支援者で支え合う体制の充実」の支援者とは誰なのかが抽象的。支援者というと、自治会のAさん、Bさんとか、専門職のCSWの人となってくると思います。しかし、それだここに記載されている施策の方向や具体的な施策の主体は、行政機関なので整合性がないのではないかと。次の基本目標3の「さまざまな支援者で支え合う体制の強化」、みんな同じような平易な言葉ですが具体性がないので、現場で専門の方々がこれを説明しようとしてもそれぞれ捉え方が違います。地域包括ケアシステムみたいに規範的統合は取れないです。先ほど説明があったように、具体的施策に包括的支援体制を入れています。前は包括的相談支援体制でした。前回の全体会で、まずは一番の大理念は地域共生社会だと言いました。その社会を実現する為に、包括的支援体制があるわけです。その整備・構築の為の一つの手段として、任意で重層事業があるわけです。そしてまた、その重層事業の一つの枝葉である包括的相談支援体制と、包括的支援体制という根っこを同列にして具体的施策に入れていること自体がいかげんなものかということです。ここを入れるとしたら包括的支援体制ではなく、まさに計画

に今度盛り込む重層的支援体制整備事業の周知と効果測定、及び制度の定着を入れないといけないのではないですか。それで三番目の基本目標3のタイトルには、分野を横断した包括的支援体制の基盤整備くらいを入れたらどうですか。まずは分野横断的ですが、これもどこまで吹田市として考えているのか。医療・保健・住まい等そこまで入れているのか、福祉だけで考えているのか。だからここは抽象的に分野横断的な包括的支援体制の整備、構築じゃなくて基盤の整備です。そして、施策の方向性(1)の権利擁護の推進について、これも国でキーワードになっているのが意思決定支援です。これを今度の社会福祉法の改正で位置付けようと検討しているわけです。だから具体的施策の方向性(1)は、意思決定支援を中核とした権利擁護支援の推進にしたらどうでしょうか。兵庫県社協がこういう表現をしていました。つまり、意思決定支援は権利擁護と切っても切れない支援ですよということです。そこで次に、②の成年後見制度の利用促進は良いですが、具体的施策①は高齢者と障がい者(児)しか入っていません。こども基本法ができて、基本理念にこどもの意見表明の機会や意見尊重がうたわれ、国民の努力義務ともなっています。障がい福祉室と児童部に聞いていただきたいと思うのですが、ここは高齢者や障がい者や子ども(障がい児も含む)というぐらいにするのか、今のままでいくのか。いずれにしても、子どもを入れないと、これだけ虐待が増えているのに、吹田は全然そのあたりの権利擁護を考えていないのかとなってしまいます。次に、(2)に地域福祉のセーフティネットのところは、先ほど言ったように具体的施策①の方が包括的支援体制じゃなくて、重層的支援体制整備事業の周知と効果測定及び制度の定着。効果測定は、本来は重層事業の計画を作る時に入れていないといけないのですが、国がとりあえず今回は入れなくて良いから作ってくださいと、計画ありきでした。だけど、今度からはちゃんと効果測定してくださいとなっています。5年計画だったら、当然ここを入れて制度の定着まで図らないといけない。この定着だけで5年10年かかると思います。とりあえず基本目標3のところを中心に言いました。以上です。

部会長

ここに盛り込む内容と併せて、表記の部分のご意見だったと思います。基本目標2の「地域と支援者で支え合う体制の充実」の支援者とは誰なのか、ご指摘の部分は確かに懸念されるところで、支援者という書き方よりはどのような表現が正しいか、どういう表現がふさわしいかは検討が必要かもしれませんが、少なくとも公的機関がやっていることがわかるような文言に変えたほうが正確に伝わりやすいとも思いました。基本目標3は、ここで包括的支援体制の構築と出すよりは、より具体的に重層的支援体制整備事業の周知・効果測定、そしてこの制度の定着という方が、目標としてもはっきりしているし、何をやろうとしているのかが明確に打ち出せる部分もあるかもしれないと思いながら聞いていました。

今のご意見も踏まえつつ、他の皆さんいかがでしょうか。

D委員

これから5年間～6年間、どういう世の中になっていくのかを前提に考えないといけないと思います。過去の5年間から第3次計画含めて10年近くの状況と、全く違うということです。人が変わったのではなく、何かが変わって人が変わってしまったと思います。しかしながら一方で、重層的支援体制整備事業や地域包括ケアシステムのバックアップ体制は、基本的に地域を受け皿にして頑張ってくれというメッセージだと思います。その地域が5年～10年前とは違うと、さらに今日から5年後も違います。このあたりを、どういうふうにこの計画の中にまとめていくか。そういう環境の中で、この基本目標1、2、3を実施・実行していくわけです。現実を分かってもらうような表現をしていかないと、美しいレポートになってしまって、現実的ではない感じがします。最初に戻しますが、この環境をまとめて2～3ページで書いたほうがわかりやすいのか、分割したほうが良いのか、それは今後検討していけば良いと思います。いずれにしても現状は5年10年前と全く違うということを、どこかの場面ではっきり謳い込んでいかななくてはならないと思います。格好良いレポートは要らない。現実的にこの計画を見て、それを下敷きにしてやろうじゃないかというようなことが書かれていると、結果的に自分の為のレポートになるという感じはします。

部会長

確かに日々暮らしていても、10年、15年前とは全く地域の状況も変わってきています。私が子どもを通わせていた中学校も、PTAは大幅に活動を縮小し、会長と副会長しかいない、学校との窓口、連絡調整のみという感じに変化しています。それはひとえに担い手がないということですが、恐らく地域福祉活動の現場でも、担い手不足じゃなく担い手がない状態が出てきていて、10年前の計画で世代間継承ができないという課題がよくあがっていましたが、今はもう世代間継承以前の問題で、今の活動が維持できるかできないかということを目にするのも多々あります。格好良いレポートは要らないというお話がありましたが、ここに書かれている施策体系は、ある意味目次といいますか、柱になる部分だと思います。これをどう洗練させていくかも考えつつ、これを目次として中身にどう書きこんでいくか。もしかしたら市民からすると特に耳の痛いことや、あまり知りたくなかった、理想の姿とは違うことが書かれているかもしれないですが、危機感を共有できるような計画を作っていくということが、今少し見えてきたと感じました。

B委員

地域福祉活動に関する支援の2番目「みんなの居場所づくり」ですが、これは一日でも早く要望したいところです。医療や介護は、高齢化が進んで手厚く、受給者は満足度がありますが、それに至らない高齢者、足も丈夫で行くところがない、そういう方が行くところと言えば、私の知る限りでは商業

施設のイートインスペースです。あそこに朝から晩まで張り付いて、お店の方も困っています。おしなべて見たらお元気な独居の方です。これは本当に切実な問題です。同じ顔ぶれです。居場所、居場所と最近言葉ばかりが先行していますが、こども食堂等は月に1回とかせいぜい2回の開催だけど、お年寄りも毎日です。子どもの場合はまだ元気だからすることもあるけど、お年寄りはそこへ行かなければ一日中誰とも喋ることができないと言われたら、それ以上言えません。街かどデイハウスを吹田市内で見たことがありますが、ポットにお茶を入れて自分達で持ち寄って集まる等、それが何故できないのですか。私は仕方がないから月1回サロンを開催していますが、月1回では無理です。居場所、居場所とこの頃聞くのですが、どこにあるのですか。

部会長 居場所づくりというと、必ず枕詞で「みんなの」と付きますが、みんなの居場所はなかなか難しかったりします。子どもは子どもの居場所が必要ですし、大人には大人の居場所が必要です。言い方を変えると、商業施設に頼らざるを得ないということです。お金を払って場所を確保しないと居場所がないということですから、ご本人達は本当に切実だと思います。これも、内実を伴ったものになるように、どういう内容をここに盛り込んでいくのか、しっかり検討できればと思います。

C委員 計画はなかなかボリューミーで、実際に一冊を読める人はなかなかおらず、腰を据えて読まないといけないと思います。うちは、知的障がい等いろいろな障がいがある方がいらっしゃるのですが、こういう冊子を一冊読んでみようととしても、漢字も難しいし読めなかったりします。要約版みたいな簡単なものはあるのですか。

事務局 全ての計画に概要版を作成しており、今回もその予定です。ルビがふってあるバージョンも作成する予定になっています。

E委員 就労と働きやすい環境づくりへの支援ということで、関連する事業は吹田市が実際に行っている事業なので、国とはまた違うと思いますが、ここは働きましようという意味合いが強いのですが、今働いている人が辞めないで働き続けられるような支援もあると良いと思います。4次計画の冊子では42ページの下4行が該当すると思いますが、休暇は実際取れない方が多いです。私は介護支援専門員ですが、家族が家で介護をされている、あるいは、別居している家族が介護を担われる、介護保険を活用するにあたって家族がいるところは家族が仕事を辞めないで介護体制を作ることが必要になります。だけど、実際辞める人は結構いらっしゃいます。民間の企業や小さい職場だと、制度が整っていないから致し方ないかもしれないですが、環境が整っている行政機関でも介護休暇や休業が取れない方が結構いらっしゃいます。辞

めて田舎に帰ることもあるので、このあたり何かもう少しバックアップするような言葉が入れば良いと思います。介護休暇・休業は、世間的にはまだポピュラーではないので。育児は大分進んできていると思いますが、介護休暇・休業を取ることをバックアップできるような表現が少し入れば良いと思います。

部会長 本当に切実な問題だと思います。ちょうど働き盛りの人達が親の介護で仕事を辞めてしまうことはご本人もすごく残念だし、生活も一変して大変だと思います。4次計画では、労働時間の短縮や休暇の取得促進について啓発を行いますと示されていますが、ここに具体的に育児休暇・介護休暇と書き込み、こういう方達に呼び掛けていると伝わるような書き方に修正できればと思います。

F 委員 いろいろとご意見が出ていますが、ブラックボックス的になっているのが罪を犯した方の居場所です。現実問題なかなかそういうところがないです。保護司会並びに更生保護女性会、BBS、あるいは協力雇用主という、小さな世界の中で支援を受けている方がほとんどです。私もいろいろな活動をしていますが、交流事業やイベントではほとんど顔を見ないです。声を掛けてもなかなか出てこない実態があります。健康でかつ意欲のある方が中心で、今言われている障がいをお持ちの方や少し精神的にしんどい方は、大きな舞台にはなかなか出てこられない状況が現実だと思います。だからこそ、各専門の支援者の方が取り組んでおられるのですが、もう少しこの施策体系の中で書いているようなことが現実的に行えるような、具体的な取組も考えていく必要があると思います。特に再犯防止推進計画、再犯防止推進法の中では、国と地方自治体の責務であると書いています。以前は4次計画の冊子の34ページや35ページに書いてあるような再犯防止推進計画のことだけで、行政が具体的に取り組んでおられることはなく、他の社会福祉の面に比べると弱いところがあるのではないかと実感しています。例えば社会を明るくする運動は今年でもう75回目で、ずっと続けてきていますが、地域集会という小さな集会はそれぞれ地域住民が主体になってやっているというところで、第5次計画ではもう少し具体的に何か進めていけるように載せていただくようなことがあれば、ありがたいです。対象者の方も出てくるのに勇気があることもありますが、我々は例えばソフトボール大会があるので来ないとか、いろいろ声かけをしています。それをさらに我々と行政が一緒になって、一歩進めていただけるようなものをこの計画に盛り込んで実現ができれば、一歩でも前に進むのではないかとお願いしたいところです。

部会長 貴重なご意見かと思います。この再犯防止、更生保護の分野は、本当に

ボランティアな活動に支えられている部分が大きく、そういう意味でこの計画に盛り込む時に、それこそ認知度の話で言いますと、社会を明るくする運動という言葉は聞いたことがあるが、その運動がどんな運動なのか、あるいはそれが更生保護や再犯防止の、その機運を盛り上げる為の運動であると認識している方も、恐らく多くはないと思います。4次計画の中でも取組の方向性として書かれてはいますが、もう少し後押しできるような内容にということで検討できればと思います。

G委員 今回の5次計画の施策体系（案）は、私自身は4次計画に比べて簡潔でわかりやすいと思います。第1目標は、地域住民が主体になって行うもので、第2目標は地域と行政との協働的なもの、第3目標は非常に高度な、より公助的なものという理解です。我々は、地域で何ができるかということでは、居場所づくりには関係していけるのではないかと考えています。例えば居場所づくりも、いろいろな世代の居場所づくり、児童の居場所づくり、高齢者の居場所づくりがあると思いますが、世代間交流を目的としたサロン施設の設置ということで、高齢福祉室で計画されて、それがもうほぼ完成した段階です。ただその実態は必ずしも当初の主旨と合致していない面もあるような気がします。満足されていないところは、そういったことが原因じゃないかと思っています。そのあたりをもう少し詳しく担当部署でも把握していただければ、いろいろな層に対する満足感が出てくると思います。言葉が適切ではないかもしれませんが、地域で「福祉の掘り起こし」という「気付き」ができるようになる環境が本当の地域共生社会の実現につながっていくのではないかと思います。ただ、地域共生社会は昔私どもが小さい時は、曲がりなりにもあったと思います。みんな助け合って成長してきたような気がしますが、それが今なくなって、その原因が何かをもう少し追求した形で施策を組まないと、結局何もできないままで終わってしまうのではないかと思います。そのあたりの検討もお願いします。

部会長 居場所づくりは、実は結構お金も含めた労力が必要になってきます。お茶を沸かすのにも、せめて電気ポットくらいないといけないし、お菓子を保存しておく為に小型の冷蔵庫くらいは置いておかないといけません。そういう意味で、本当に居場所づくりは強く求められていると思いますので、具体的に内容を膨らませて考えていければと思います。

A委員 今、G委員がおっしゃったとおり、基本目標1が基本的に共助・公助、公助にも支援する、基本目標3は専門性が高い公助でしかできないところだと思います。この事務局が提案されている、わりと平易な支え合う体制シリーズといいますか、これは順番としてはきれいにいっています。だから、基本目標で出すとなかなか現場では説明できないですが、括弧をつけたキーワー

ドとして支え合う何とかと表記するのが良いと思います。

基本目標Ⅰですが、G委員がおっしゃったように、地域の実情に応じないといけないもので、例えばこれを「地域の実情を踏まえた住民同士のつながり・支え合いの推進」としてはどうでしょうか。というのは、基本理念でつながりといっているわけです。支え合うシリーズだと、基本理念を支え合いにしないといけないです。この支え合うシリーズの三つは、実は三つの体制じゃなくて、三つの機能が揃っているのが包括的支援体制です。包括的支援体制のこれを整備・構築する為には三つの機能が要ということで、支え合う体制づくりの機能とすると。まず基本目標としては、いろいろな地域があるので、地域の実情を踏まえた住民同士のつながり・支え合いの推進とすると、基本理念にも応じています。それから、包括的支援体制と地域住民の主体形成がセットで、初めて地域共生社会ができるわけです。さっきおっしゃったように、昔は地域住民がそれぞれ支え合って主体的にしていたわけです。包括的支援体制だけできてもダメで、地域住民が主体性を持たないといけないというのは、部会長がおっしゃったように地域福祉の根幹です。そういう意味では、まずは地域住民の主体を基本目標のⅠにすると。そして、施策の方向性の(1)は、これは良いです。具体的施策の①と②は良いのですが、①でつながりづくりをしよう、それができたら今度は②で活動です。要するに、支え合う方の活動をしましょう、つながって活動して、じゃあ気になる人を本当に支えられるかということ、やっぱり不安ですよ、一般の地域住民ですから。そこで、③に社会福祉法人による「地域における広域的取組」の周知と充実を追加してはどうでしょうか。つまり、社会福祉法人は税制優遇されているので、自分のところが介護だから介護しか見ないのではなく、介護事業所であろうが児童も障がい者も見るとというのが基本的な考え方です。だからここは③として、①と②である程度交流してつながって、さあ支えようと思ったけど、もう一つ自信がないから身近な社会福祉法人に専門的なことを相談できるようになればいいということです。更に、先進的な吹田の施設連絡会では、社協が事務局になって地区福祉委員とかに会議室を貸していると思いますが、そういうことを地域のボランティアにも、毎週水曜日の2時間は使っても良いですよ。それを居場所づくりにするのか、ミーティングにするのか、それは地域の実情に応じてということです。だから③には、気付いて、支え合おうとしたけども、自信がないから専門知識のある身近な社会福祉法人にアドバイスをもらう、また、交流する場を可能な範囲で提供してもらえように働きかけるということです。次の施策の方向(2)が福祉の支援です。施策の方向(1)に合わせて、具体的施策の①と②を入れ替えるんです。①でまずつながり合う、どこかの居場所を作って、それで知らない同士が知り合いになった、次に②でボランティアでもやってみましょう、活動しましょう。そして③で、ちょっと自信ないから虐待関係とかだとよくわからないから、じゃあ教育を受けましょうということで、③が人権や福

社になっていますが、知り合いの介護福祉士に感想を聞くとちょっと重いと。施策の方向性では支援と言っておきながら、③で意識の啓発や啓蒙だと、ちょっと上から目線なので、例えば高齢化が進んでいるところもあれば、江坂みたいにも子どもが多いところもある、だから地域ニーズに応じて福祉教育・社会教育・人権教育のメニューを充実させると。そうすると、じゃあ公民館でやっている社会教育を選択してやってみようとなります。地域住民が主体的に学ばないと意味がないわけです。そんなところで、上の交流でつながって、②の活動をして支えたい、だけど自信がもう一つないから学びを入れよう。そういうことで、③は地域ニーズに応じて福祉教育・社会教育・人権教育のメニューの充実を追加する。そのように施策の方向（１）と（２）と揃えると、良いのではないかということです。

部会長 かなり論点を整理してご意見提示いただけたと思います。特に啓発に関する抵抗感は、確かに一般的にもあると思います。啓発とか意識の向上で留めるのではなく、教育のメニューが用意されているのか等、そういう表現にすることで市民もチョイスしやすいところもあると思います。是非そういうことも参考にしながら、この後時間があきますので、この施策体系に関してはもう一度事務局でも整理願います。

A委員 G委員もおっしゃったように、基本的には基本目標１が共助・互助、基本目標３が公助、基本目標２がその中間です。ですから、例えば基本目標２は「公民協働における地域生活課題に対する身近な受け皿づくりの推進」というくらいにしたらどうでしょうか。先ほどF委員もおっしゃっていたとおり、基本目標３の公助でガンガンやっている支援を地域に戻すといっても、基本目標１では一般住民が中心なので受け取れないわけですよ。リスクが高いし怖い。また、一般住民が引きこもりの人のことですぐに市役所の対策の部署に電話することもハードルが高いと思います。そこで中間地点として、公と民が協働して受け皿を作ると。ここは、社協が中心になってくると思います。ここの具体的施策の５つは各所管が責任をもって取り組んでいけばよく、全て削除してもっと夢のある取り組みをした方が良いのではないかと。これは前も全体会で言いましたが、これからは包括的支援体制を考えて、その整備の為に分野横断的なことを常に考えないといけないのが、福祉の上位計画の地域福祉計画です。高齢福祉室や障がい福祉室、青少年室とか全部各担当所管があるわけですから、地域福祉計画に大事なものは、それらをみんなまとめた地域生活課題、それも地域の実情に応じた横断した課題をどうするか、徹底的に洗い出すことです。その為には、施策の方向性として地域資源の棚卸、開発、そしてその活用、あるいはいきいきと誰もが役割をもって参加できる場所の創出。そうすると、さっきの居場所づくりも入ってくるし、F委員がおっしゃったような出所者の方をいきなり地域にはもっていけないので、じゃ

あ受け皿の中でもある程度専門性をもった方につなぐと。公助で専門職の人が、ずっと付きっきりはできないわけです。人材もないし、新たに課題を抱えた人が来るから。だから、大変な人が落ち着いてきて、地域住民には任せられないけど、ちょっとした専門性のある人だったら任せられるということで、それが基本目標2のところですよ。例えばF委員がおっしゃったように、障がいをお持ちの方が刑務所を出所した際に、就労継続支援B型とかあるじゃないですか。これだったら皆と和気あいあいと過ごせて、地域との融和とかも出てくるわけです。しっかりしたところだと、地域の住民と交流会をしてくれます。そして、だんだん自信がついてきたら就労継続支援A型へ移行するとか。そういうことも、重層事業を含めてやれるはずですよ。その為には、基本目標1と3の間の2を中間層として公民協働で、重層計画にも載っていましたが、プラットフォームみたいなのを作って、人材確保ワーキンググループとか居場所設置ワーキンググループとか、そういう夢のある方にシフトしていけば、高齢福祉室や障がい福祉室、児童部も喜んで協力してくれるのではないですか。例えば先進事例では、カラオケ店と連携して高齢者の居場所づくりを実施しています。行政負担は0ですよ。そういうような、夢のある、そして先ほどF委員やG委員やB委員がおっしゃったようなニーズのあるものを地域住民と行政、公民協働で考えると。自分達の主体的な意思を入れたら、地域住民もやらないといけないとなってくるじゃないですか。

基本目標3のところは、包括的支援体制を具体的な施策に入れたら「主客転倒」になります。だったら、今入っている包括的支援体制の整備を重層的支援体制整備事業の周知と効果測定及び制度の定着とする方が良いのではないかとということです。包括的支援体制には、権利擁護、成年後見制度、重層的支援体制整備事業も入っているし、再犯防止推進計画も入っています。要するに、複雑化・複合化したものが基本目標3に入っているわけですから、これらを何とか地域と行政と一体となって支えていくというのが包括的支援体制です。あと地域の互助・共助、それから自分の健康は自分で守らないといけないということで自助も含めて、それが全部築かれて地域共生社会ができるということで、まだまだ整備が必要であると考えます。まずは包括的支援体制の整備の為に重層的支援体制整備事業を取り入れたわけです。それが包括的支援体制と主従が転倒していたら、おかしいと矛盾を感じるはずですよ。

部会長 かなり内容的にも整理いただいてご発言いただいたかと思います。今日たくさんご意見いただいておりますが、また事務局と私も含めて相談させていただいて、その上で全体会にて検討してまいりたいと思います。

(3) その他

部会長 それでは最後に議題(3)その他について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から次回の開催予定についてご連絡をさせていただきます。第3回策定部会は、年明けの令和8年1月19日（月）午後2時から、本日と同じ災害対策本部会議室にて開催をいたします。日程が近づいてまいりましたら、改めて皆様にご案内をいたしますが、現時点でご出席が可能である方を把握させていただきたいと思いますので、恐れ入りますが1月19日午後2時からの開催予定の第3回策定部会に出席可能の方は、挙手をお願いします。

（出席可能委員挙手）

事務局 ありがとうございます。第2回社会福祉審議会全体会は、10月31日（金）午後2時から吹田市役所高層棟3階の災害対応オペレーションルームにて開催いたします。出席のほどよろしく願いいたします。事務局からの連絡は、以上でございます。

部会長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして本日の策定部会は終了といたします。

3 閉会